

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書（案）

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条例名	神奈川県がん克服条例				
条例番号	平成20年神奈川県条例第25号	法規集	第8編第7章第2節		
所管室課	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課				
条例の概要	<p>本条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策基本法の趣旨を踏まえ、がん克服を目指したがん対策に関し、県、保健医療関係者及び県民の責務を明らかにし、がんの予防、早期発見の推進等について定めている。</p> <p>また、同法の規定による県がん対策推進計画（以下「県計画」という。）の実効性を確保し、総合的ながん対策を県民とともに推進することを目的としている。</p>				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも必要 な条例か。 ）	がんは、依然として県民の疾病による死亡の最大の原因であり、県民の生命及び健康にとって重大な問題であることから、県計画を補強、補完し、総合的ながん対策を県民とともに恒久的に推進することを目的とする本条例は、引き続き必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内容で課題が 解決できるか。 ）	本条例に基づく施策の実施や周知啓発により、がん検診受診率の向上など、総合的ながん対策という目的において一定の効果が上がっている。 本条例は、令和5年度中に改定予定である県計画にも対応しており、有効に機能していると考えられる。			
	効率性 （ 現行の内容で効率的とい えるか。 ）	本条例では、がん対策について、県等の責務を明らかにした上で、国、市町村、医療関係団体、がん患者等で構成される団体等が連携を図りながら実施するものとされており、総合的ながん対策が、効果的・効率的に推進される内容となっている。			
	基本方針適合性 （ 県政の基本的な方針に 適合しているか。 ）	「神奈川県保健医療計画」や「かながわ健康プラン21」等の県が策定している他の計画等との調和を図り策定されている県計画において、がん対策を総合的に推進することが位置付けられており、本条例は、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法令に抵触し ないか。 ）	本条例は、がん対策基本法の規定により策定された県計画の実効性を確保し、総合的ながん対策を推進するものであり、憲法や法令に抵触するものではない。			
その他					
見直し結果	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>		<p>理 由 等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>		